

生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、脱炭素先行地域（以下「先行地域」という。）内で2030年度における民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロ達成等に向けて取組を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年3月10日 環政計発第2503102号、その後の改正を含む。以下「国要綱」という。）及び生駒市補助金等交付規則（平成20年10月15日生駒市規則第19号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、国要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 先行地域 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（“自治体新電力×コミュニティの力”で新たな脱炭素住宅都市モデルの実現）（以下「事業計画」という。）において対象として規定する地域及び施設群
- (2) 民間施設 事業計画に新規の再エネ発電設備の導入予定施設として掲げる施設のうち、公共施設（市道を含む）及び自治会集会所を除く施設
- (3) 登録事業者 事業計画に基づき、民間施設に太陽光発電設備及び蓄電池（蓄電池のみを設置する場合にあっては、現に太陽光発電設備が設置されている場合に限る。以下「発電設備等」という。）を設置するものとして生駒市の登録を受けた事業者
- (4) 買切 需要家が自ら民間施設の屋根等に発電設備等を設置し、運用及び保守を行うもの
- (5) PPA PPA事業者が民間施設の屋根等に発電設備等を設置し、運用及び保守を行うことに対し、当該民間施設を使用する需要家が一般の電力系統を介さず発電した電力を直接使用し、使用した電力量に応じて電気料金を支払うもの
- (6) リース リース事業者が民間施設の屋根等に発電設備等を設置し、当該民間施設を使用する需要家に当事者間で合意した期間にわたって当該発電設備等を使用収益する権利を与えることに対し、当該需要家が当該発電設備等の使用料をリース事業者に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日 環政計発第2503102号、

その後の改正を含む。以下「国要領」という。)に基づく事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業計画に基づき、民間施設に発電設備等を設置する事業であること。
- (2) 交付申請日の属する年度で、第12条に基づく交付決定を受けた日以降に着手した事業であること。

(自家消費)

第4条 補助対象事業においては、太陽光発電設備により発電される電力量のうち当該需要家が消費する電力量の比率（以下「自家消費率」という。）が50パーセント以上であることとする。

- 2 前項に関わらず、自家消費率が30パーセント以上50パーセント未満の場合には、あらかじめ市長と協議を行い、市長の承認を得るものとする。

(余剰電力の活用)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業により設置する太陽光発電設備により発電される電力（以下「発電量」という。）のうち需要家が消費しなかった電力（以下「余剰電力」という。）は、いこま市民パワー株式会社の電源として活用されるものとする。

- (1) PPAにより発電設備等を設置する場合
- (2) 買切又はリースにより発電設備等を設置する場合であって、自家消費率が50パーセント未満となる場合

(補助対象者)

第6条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施し、及び次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 登録事業者からの買切により民間施設に発電設備等を購入及び設置する者
- (2) PPA又はリースにより民間施設に発電設備等を設置する登録事業者

(補助対象設備)

第7条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、補助対象者が設置する発電設備等であって、国要領の別紙1（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象となる事業（脱炭素先行地域づくり事業））（以下「別紙1」という。）に規定する要件を満たすものとする。

(補助対象経費)

第8条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要領の別表第1に定める経費とする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まれないものとする。

(補助金の額)

第9条 補助対象事業に係る補助金の額は、補助対象経費に別紙1に基づく交付率等

を乗じた額とし、次の各号に定める補助対象経費から算出される額を上限とする。

- (1) 太陽光発電設備の設備容量（キロワットを単位とし、太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公証最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方の小数点第2位以下を切り捨てた値。以下同じ。）1キロワットあたりの補助対象経費 273,000円
- (2) 蓄電池の蓄電容量（キロワット時を単位とし、小数点第2位以下を切り捨てた値。以下同じ。）1キロワット時あたりの補助対象経費 173,000円

2 前項の規定にかかわらず、設備容量が10キロワット未満の太陽光発電設備を設置する場合の上限額は、次の各号に定める補助対象経費から算出される額とする。

- (1) 太陽光発電設備の設備容量1キロワットあたりの補助対象経費 365,000円
- (2) 蓄電池の設備容量1キロワット時あたりの補助対象経費 235,000円

3 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金以外の補助金を得て補助対象設備を設置しようとする場合又は設置した場合は、この要綱に基づく補助金の対象外とする。

（補助金の交付申請）

第10条 補助対象者は、補助金の交付申請にあたっては、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の1月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) チェックリスト（補助金申請時）（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第11条 規則第5条第4号に基づく補助金交付の条件として、補助対象者に求める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に規定する交付申請をする日において市税等を滞納していないこと
- (2) 規則第4条の2各号のいずれにも該当しないこと

（交付の決定）

第12条 市長は、第10条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査して交付の可否を決定し、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）交付決定通知書（様式第3号）又は生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）不交付決定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し必要があると認めるときは、補助対象者に対し必要な報告又は書類の提出を求め、及び現地調査を行う等により、調査を行う

ことができる。この場合において、補助対象者は当該調査に協力しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する交付の決定において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更等の承認)

第13条 前条の規定による交付決定を受けた補助対象者は、補助対象事業の計画を変更又は中止しようとするときは、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）事業計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときはその内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、その結果について生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）事業計画変更（中止）承認・不承認通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更若しくは取り消し、又は条件を付すことができる。

(実績報告)

第14条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）事業実績報告書（様式第7号）（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、交付申請日の属する年度の2月15日までに市長に提出しなければならない。

(1) チェックリスト（実績報告時）（様式第8号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、実績報告書を受理した場合において、その内容を審査して適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）交付額確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査において必要があると認めるときは、補助対象者に對し必要な報告又は書類の提出を求め、及び現地調査を行う等により、調査を行うことができる。この場合において、補助対象者は当該調査に協力しなければならない。

(補助金の請求及び支払い)

第16条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助対象者は、速やかに生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求は、交付申請日の属する年度の3月10日までに行わなければならぬ。
- 3 市長は、前2項の請求書を受け付けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消等)

第17条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第12条第1項に規定する交付の決定又は第15条第1項に規定する補助金の額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 天災地変その他交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき。
- (5) 第11条各号に該当しなくなったとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）交付決定（額の確定）取消通知書（様式第11号）により補助対象者へ通知し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(補助金の申請及び受領の委任)

第18条 買切による場合にあっては、補助対象者は、補助対象設備を設置する登録事業者（以下「交付申請者」という。）に補助金の申請及び受領を委任することができるものとする。この場合において、第10条、第12条第1項、第13条、第14条第1項、第15条第1項、第16条及び第17条第2項中「補助対象者」とあるのは「交付申請者」と、第12条第2項、第15条第2項及び第17条第1項中「補助対象者」とあるのは「交付申請者及び補助対象者」と読み替えるものとする。

- 2 市長は、前項により補助対象者が補助金の受領を委任する場合には、代理受領の方法で補助金を交付するものとする。
- 3 交付申請者は、第1項により補助対象者から補助金の受領の委任を受けた場合には、第14条第1項の実績報告を行うときまでに、前項により受領する補助金額相当分を補助対象事業の経費から控除した金額を補助対象者に請求し、及び受領するものとする。
- 4 第1項により補助対象者から補助金の受領の委任を受けた場合には、第15条により確定する補助金の額と前項で交付申請者が受領する際に前提とした補助金額相当額とに差額があった場合には、交付申請者は、補助対象者との間で前項により

受領した額を精算し、第16条第1項の請求を行うときに精算したことがわかる書類を提出するものとする。

(状況報告等)

第19条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助対象者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(財産の処分の制限等)

第20条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、市長の承認を受けないで、処分（補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することをいう。以下同じ。）してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法定耐用年数を経過した場合
- (2) PPA又はリースに係る契約終了後に、補助対象者から当該契約により取得財産が設置されている需要家に所有権が移転する場合
- 2 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）取得設備等処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）取得設備等処分承認通知書（様式第13号）により、補助対象者へ通知するものとする。
- 4 市長は、第1項ただし書の場合を除き、前2項による市長の承認を受けることなく取得財産の処分があったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第21条 補助対象者は、補助対象経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を、第15条に定める補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、前項の帳簿及び書類について必要があると認められる場合は、補助対象者に提出を求め、説明を求めることができる。その場合、補助対象者は遅滞なく協力しなければならない。

(自家消費割合の報告)

第22条 補助対象者は、事業完了日の属する年度の翌々年度の7月31日までに、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（民間施設）自家消費割合実績報告書（様式第14号）を提出しなければならない。

2 市長は、補助対象者が前項の報告を実施しない場合は、既に交付した補助金の全

部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月2日から施行し、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る第17条から第22条までの規定については、同日以降もなおその効力を有する。